

農業委員会総会議事録

(令和 7 年 8 月 8 日開催分)

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和7年8月8日（金）午後3時00分

場所 熊本市中央区二の丸1番1-2号 桜の馬場城彩苑 多目的交流施設

農業委員24名

1番 西富 大二郎	2番 深水 進	3番 西村 清敏
4番 牧坂 邦夫	5番 福原 幸一	6番 葭村 誠一
7番 網田 稔	8番 徳永 芳也	9番 東 哲治
10番 田中 敏郎	11番 田中 友博	12番 森山 哲也
13番 林田 智博	14番 谷口 憲治	15番 坂本 修
16番 内田 勤矢	17番 宮本 淳一	18番 松田 則康
19番 上村 悦美	20番 福嶋 徳行	21番 上島 恵二
22番 木下 三智也	23番 牧野 正治	24番 上田 隆幸

午後 3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名全員出席で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しており、総会が成立しておりますことを報告します。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

本日はご多用の中、農業委員会総会に出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、8月に入りましたが、暫くは厳しい暑さが続きそうなのですが、皆さん体調を崩されませんようご自愛ください。ただ、全国各地の線状降水帯も発生し、農作物への影響も心配されるところであります。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積等促進計画案などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。

総会は熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長となり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、12番の森山哲也委員と13番の林田智博委員を、書記に事務局の西村幸祐参事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第7議案、非農地証明願までの7件でございます。

議案書の修正がございます。

事務局 議案書の修正をお願いいたします。

目次、開けていただいて目次の第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請の件数でございます。17件を16件に訂正お願いいたします。

同じく目次の合計の件数のところ。147件を146件に訂正お願いいたします。

次に、9ページの第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、6番、この6番は申請取り下げのため削除をお願いいたします。

以上です。

議長 第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請28件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

1番 西富大二郎委員

1番委員、西富です。

1番と2番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、主にニンジンを作付される農地所有適格法人が経営拡張するための所有権移転の申請です。申請地にはニンジンを作付されるということです。

2番は、遺言により相続した農地を遺産分割協議により、姉弟へ贈与するための所有権移転の申請です。譲受人はピーマン、麦を栽培する農家で、申請地には麦を作付される計画です。これまでも譲受人が

申請地を耕作しており、営農することに問題はないものと判断いたしました。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま1番、2番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、3番。

12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

3番から5番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

3番から5番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、トマトを栽培されている農家で、申請地にはブロッコリー、水稻を作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま3番から5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、6番。

10番 田中敏郎委員

10番委員、田中です。

6番から12番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

6番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

7番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人はイチゴを栽培されている農家で、申請地には白菜、トマトを作付される計画です。

8番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人はイチゴを栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

9番は、親族へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

10番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地には梨を作付される計画です。

11番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

12番は、夫婦間で使用貸借権を設定する申請です。借受人は果樹を栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

以上7件、先日の地区委員会において検討した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま6番から12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、13番。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

13番から14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は自家消費として水稻、露地野菜を栽培されている公務員で、申請地には水稻を作付される計画です。

14番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画

です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま13番から14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、15番。

13番 林田智博委員

13番委員、林田です。

15番と16番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

15番は、自家消費のための所有権移転の申請です。譲受人は自営業で、隣接している住宅を同時に購入し、申請地にはナス、トマトなどの露地野菜を作付される計画です。先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聴き取りを行った結果、何ら問題ないものと判断いたしました。

16番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻を栽培されている専業農家で、申請地には、許可後、水稻を作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会において、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま15番から16番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、17番。

17番 宮本淳一委員

17番委員、宮本です。

17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、後継者へ経営移譲のため使用貸借権を設定する申請です。借受人は苗木を栽培する専業農家で、許可後は苗木を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま17番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、18番。

21番 上島恵二委員

21番委員、上島です。

18番から20番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

18番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻を栽培される専業農家で、許可後は水稻を作付される計画です。

19番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、スイカを栽培される専業農家で、許可後はカボチャを作付される計画です。

20番は、贈与による所有権を移転する申請です。譲受人は露地野菜を栽培する専業農家で、許可後はカボチャ、菜の花を作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果ございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま18番から20番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、21番。

4番 牧坂邦夫委員

4番委員、牧坂です。

21番から28番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

21番は、経営拡張のための使用貸借権設定の申請です。借受人は水稻、施設野菜を栽培される専業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

22番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、麦を栽培される兼業農家で、申請地には麦を作付される計画です。

23番は、自家消費のための所有権移転の申請です。譲受人は会社役員で、このたび申請地に隣接する住宅の購入にあたり、申請地を含めて購入する必要が生じたため申請されたものです。申請地には、現在ミカンが植えられており、許可後は現状のまま利用される計画です。

24番は、所有権を移転し、弟へ贈与される申請です。譲受人は水稻、ナスを栽培される専業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

25番、26番は関連で、新規就農のための所有権移転の申請です。許可後は、25番の申請地にはニンニクなど露地野菜、また26番の申請地には現在栗が植えてありますので、引き続き栗を栽培される計画です。なお、申請人には、先日の地区委員会で出席を依頼し、聞き取り調査を行った結果、今回の申請については何ら問題ないものと判断いたしました。

27番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカン、水稻を栽培される専業農家で、今回の申請地は、これまで父親が賃借権を設定し、ミカンを栽培されており、許可後も引き続きミカン栽培される計画です。

28番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培される専業農家で、申請地には大根を作付される計画です。

以上8件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま 21 番から 28 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　続きまして、第 2 号議案、農地法第 4 条の規定に基づく許可申請 4 件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。
　　それでは、1 番、お願いします。

22 番 木下三智也委員

22 番委員、木下です。

1 番から 3 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 番は、貸資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha 以上の一団の農地の区域内にある第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の「申請地周辺の地域に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断いたしました。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積 2,116㎡を、農機具材、建築資材、土木資材置場等として整備し、近隣でリサイクル業を営む法人に貸し付ける計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。申請地は、盛土規制法の宅地造成等規制区域ですが、該当しないことを確認しております。また、開発許可は必要ないこと、事業ごみ対策課との協議が完了していることも、併せて確認しております。工事期間は、令和 7 年 9 月 30 日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認いたしております。

2 番は、第 3 号議案、農地法第 5 条の規定に基づく許可申請、8 番の関連で、個人住宅への転用許可申請に伴い、隣接する水路の管理用通路への転用許可申請です。農地区分は、10ha 以上の一団の農地の区域内にある第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の「農業用施設の用に供する場合」に該当するものと判断しました。

土地利用計画は、転用面積 23 ㎡を水路の管理用通路として整備する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。申請地は、盛土規制法の宅地造成等規制区域ですが、該当しないことを確認しております。工事期間は、令和 7 年 11 月 30 日までを予定しており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

3 番は、漁業者住宅及び漁業用倉庫への転用許可申請です。農地区分は、10ha 以上の一団の農地の区域内にある第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「住宅及び業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しました。なお、申請地には、平成 3 年及び平成 8 年に、転用許可を受けずに漁業者住宅及び漁業用倉庫を建築しており、今回の申請にあたり、農地法に違反し、これまで利用してきたことについて深く反省する旨の始末書が提出されています。

土地選定にあたりましては、転用当時、周辺で農地以外の土地を含め検討されましたが、ほかに適当な土地がなく、申請地を選定されております。土地利用状況につきましては、申請地 879 ㎡と農地以外の土地を合わせた総事業面積 1,709.80 ㎡を漁業者住宅及び漁業用倉庫として利用されており、転用面積は妥当なものと判断されます。給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

以上 3 件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま 1 番から 3 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、4 番。

21 番 上島恵二委員

21 番委員、上島です。

4 番は、月極駐車場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第 2 種農地と

判断されます。申請地は10年ほど前から整地を行われており、月極駐車場として利用されておりました。この度、農業委員会への転用申請が未了であることが判明したため、申請人からは今後このようなことがないように十分に注意する旨の始末書が提出されております。土地の選定にあたりましては、転用当時、周辺で農地以外の土地を含め検討されましたが、ほかに適当な土地がなく、申請地を選定されております。

土地利用状況は、申請地761㎡を乗用車16台分の駐車場として使用されており、転用面積は適正なものと判断いたします。排水計画に問題はなく、転用により周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれもないと判断いたします。

以上1件、先日の地区委員会において現地調査を行い、検討した結果、立地基準、一般基準、いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請16件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

1番 西富大二郎委員

1番委員、西富です。

1番から4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、個人が所有権を取得して、個人住宅へ転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。申請地の選定に当たっては、申請地のほか農地以外の場所を複数検討されましたが、所有者の同意を得られず申請地を選定したとのことです。

土地利用計画は、木造2階建て1棟を建設する計画で、転用面積と

しては妥当なものと判断しております。工事期間は令和7年9月1日から令和8年7月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。開発許可が必要ですが、集落内開発制度指定区域内で、開発行為事前審査申出済みとのことです。資力、信用などの転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

2番は、土木工事業を営む法人が賃借権を設定して、健軍川改修工事に伴う下水道移設工事に必要な仮設の現場事務所及び資材置場へ一時転用するための許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上水管、下水管2種が埋設される沿道の区域であって申請地からおおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、現場事務所、仮設トイレ、資材置場及び駐車場として使用するもので、転用面積は妥当なものと判断されます。転用に伴う開発許可及び盛土規制法の許可は不要であることを事業者を確認しております。一時転用期間は許可後から令和8年3月31日までの予定で、許可後は速やかに工事に着手されることを確認いたしております。資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

3番は、建設業を営む法人が所有権を取得して、他地目を含む総事業面積4,026.49㎡を建売住宅及び公衆用道路へ転用する許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の広がりのある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当するものとして、不許可の例外の規定に該当すると判断いたしました。

土地利用計画は、建売住宅14棟、新設道路、公園、ごみ置場を整備し、農地の部分は公衆用道路として使用する計画です。工事期間は令和7年11月1日から令和9年12月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。開発許可が必要ですが、集落内開発制度指定区域内で、開発行為事前審査申出済みとのことです。資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農状況に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

4番は、ガス配管設備工事業を営む法人が賃借権を設定して、駐車場及び資材置場へ転用する許可申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。申請地の選定に当たっては、申請地のほか代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなく、今後も継続して増え

ていく工事の効率化が図られ、土地の面積や賃料の面でも適当であったため、申請地を選定したとのことです。

土地利用計画は、工事に必要な建材資材のほか、砂、石、残土置場及び車両置場として整備する計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。転用に伴う開発許可及び盛土規制法の許可は不要であることを事業者を確認しております。工事期間は令和7年9月30日から令和7年10月30日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。資力、信用など転用行為の現実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま1番から4番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
 なお、4番については、総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

 次は、5番。

12番 森山哲也委員

 12番委員、森山です。

 5番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

 5番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある区域内の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して個人住宅を建築するもので、不許可の例外に該当するものと判断します。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

 土地利用計画は、他地目含む総事業面積273.71㎡、転用面積268㎡に個人住宅、木造2階建て1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接

農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和8年3月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認致しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、7番。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

7番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

7番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある区域内の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して個人住宅を建築するもので、不許可の例外に該当するものと判断します。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積444㎡に木造平屋建て1棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣地農地への被害防除について問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課より開発行為事前審査申出書の回答書が添付されております。工事期間は令和8年8月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお

願いいたします。

議 長 ただいま7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、8番。

22番 木下三智也委員

22番委員、木下です。

8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、使用貸借権設定による、個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しました。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積263㎡に木造2階建て1棟を建築する計画で、転用面積としては、適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和8年8月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま8番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

次は、9番。

24番 上田隆幸委員

24番委員、上田です。

9番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番は、宗教法人が所有権移転し、駐車場へ転用するための申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の広がりのない農地であり、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積245㎡を駐車場10台分として整備し、来客用の駐車場として使用する計画で、妥当な面積と判断されます。隣接農地はなく、資金計画、排水計画ともに問題ありません。申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土の厚さが30cmを超えない工事であり、許可不要工事であることを申請者へ確認しております。工事期間は令和8年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会での現地調査確認を行い、検討したところ立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、10番。

17番 宮本淳一委員

17番委員、宮本です。

10番と11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、土木業を営む法人が使用貸借権を設定し、物置及び駐車場へ転用するための申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種

農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地に物置 1 台、駐車場 7 台ほどとして利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除につきましては問題ありません。なお、申請地は既に埋立てされており、今後は農地法を遵守する旨の始末書の添付がされております。

11 番は、個人が所有権移転し、農家住宅への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象になっていない 10ha 未満の広がりのない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地に農家住宅 1 棟及び農業用資材置場として利用される計画でしたが、先日の地区委員会現地調査において、住宅予定地内における農業用資材置場の利用計画について不明瞭であるとの疑義が生じたため、継続審議が妥当であるとの協議結果となりました。

以上、11 番を除く 1 件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま 10 番から 11 番について地元委員よりご報告がございましたが、11 番は継続審議とのことで、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、11 番は継続審議とし、10 番は申請どおり許可することに決定いたします。
次は、12 番。

4 番 牧坂邦夫委員

4 番委員、牧坂です。

12 番から 17 番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

12 番は、発電事業等を営む法人が地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う

土地がなく、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地1, 087㎡に太陽光パネル159枚、発電出力100.17kwを設置するほか、通路などとして利用する計画で、転用面積は妥当なものと判断いたします。資金計画、排水計画に問題はなく、周辺農地と営農への支障を及ぼすおそれもないものと思われます。工事期間は令和7年9月1日から令和8年3月31日までの予定で、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

13番は、使用貸借権を設定し、農家住宅へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で農地以外の土地も含め代替地の検討もされましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地2筆、合わせて1,000㎡に住宅1棟を建設するほか農業用機械の保管場所及び作業場、駐車場などとして利用する計画で、転用面積は妥当なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、周辺農地の営農への支障を及ぼすおそれもないものと思われます。工事期間は令和7年9月15日から令和7年12月20日までの予定で、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

14番も使用貸借権を設定し、農家住宅へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺の農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地292㎡に住宅1棟を建設する計画で、転用面積は妥当なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、周辺農地の営農へ支障を及ぼされないものと思われます。工事期間は令和7年9月10日から令和8年3月31日までの予定で、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

15番は所有権を移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地を検討されましたが、周辺で条件に合う土地がなく、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地2筆のうち、499㎡に住宅1棟を建設、12㎡は公共用道路部分として利用する計画で、転用面積は妥当なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、周辺農地

の営農へ支障を及ぼすおそれもないものと思われます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査回答済みです。工事期間は令和7年9月1日から令和8年3月1日までの予定で、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

16番、17番は関連で、発電事業を営む法人が地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地を検討しましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地2, 248㎡に太陽光パネル158枚、発電出力100.33kwを設置するほか、通路として利用する計画です。土地利用計画に対し、転用面積が広いようですが、面積の半分近くを法面部分が占めており、設置可能な部分が限られることから転用面積が妥当なものと判断いたしました。資金計画、排水計画に問題はなく、周辺農地の営農にも支障を及ぼすおそれもないものと思われます。工事期間は令和7年9月1日から令和8年3月1日までの予定で、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

以上6件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに許可基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま12番から17番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 第4号及び第5号議案は関連ですので、併せて説明します。
まず、第4号議案、農地中間管理事業の推進に基づく農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理機構との所有権移転及び貸借）についてです。

一覧は、議案書13ページの表をご覧ください。

まず、所有権移転です。明細は議案書14ページの1番から16ページの16番までとなっており、熊本県農業公社売渡しが12件、同じく熊本県農業公社買入れが4件で、面積は16件合わせて田3万2,792㎡、畑1万2,475㎡の合計4万5,267㎡となっています。

次に、農地中間管理機構との貸借です。明細は議案書16ページの17番から29ページの91番までの75件となっております。契約期間別では6年未満が44件、10年以上が31件、面積は75件合わせて田20万2,210.01㎡、畑6万108.32㎡の26万2,318.33㎡で、権利の種類は賃借権、使用貸借権。利用内容は水稻、畑作物、果樹を予定されております。

続きまして、議案第5号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（配分）についてです。

明細は、議案書30ページの1番から4番までの4件となっております。なお、議案第4号及び議案第5号の各案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議長 ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第4号及び第5号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。

この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、提案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

1 番 西富大二郎委員

1 番委員、西富です。

1 番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は対象農地 2 筆を願出人自ら引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上 1 件、先日の地区委員会において証明書の交付については何ら問題はないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま 1 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第 7 号議案、非農地証明願 2 件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1 番、お願いします。

1 2 番 森山哲也委員

1 2 番委員、森山です。

1 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

申請地には、昭和 21 年 11 月 10 日に住宅が建築されていることを法務局発行の登記事項証明書で確認しております。このことから、昭和 27 年 10 月 20 日農地法施行日前日以前から、引き続き非農地であった土地と判断いたしました。

以上 1 件、先日の地区委員会で協議検討した結果、証明書の発行につきまして、何ら問題ないものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま 1 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次は、2番。

1 1 番 田中友博委員

1 1 番委員、田中です。

2 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

申請地には、昭和20年、申請人が居住する目的で個人住宅を建築していることを熊本市長発行の固定資産評価証明書にて確認しております。このことから、「昭和27年10月20日、農地法施行日前日以前から引き続き非農地であった土地」と判断いたしました。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い、協議検討した結果、証明書の交付について、何ら問題ないものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書のカラーページ、報告事項でございしますが、すみません、議案の修正が1件ございます。

この報告事項の1番最後のページ、23ページ、非農地判断の7番のところの登記地目が山林という表記がございました。畑でございました。訂正をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、改めまして、議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。1番から8番までの合計93件となっております。件数のみ報告いたします。

以上です。

議長

ありがとうございます。次に次第6のその他です。地域計画の変更に伴う手続き上で、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

配付資料1、ございますでしょうか。1枚もので両面になっておりますので、こちらで説明いたします。

まず、配付資料1の1、地域計画変更スケジュールについてです。

資料裏面、別紙の地域計画変更スケジュール案となっております。こちらは、本市農業政策課で作成した目安としてのスケジュールとなっております。今後の地域計画変更に関しては、基本的に年2回、9月下旬と3月下旬に策定する予定になっており、資料上段の9月策定分については、随時の計画変更とし、補助金の申請や農振除外、公社特例事業の買入協議など急ぎ変更が必要な地域に限って変更を行うこととしております。ちなみに、今年度はこの対象として、先日8月4日に小山戸島地区の地元協議が行われておりますことは併せて報告いたします。なお、9月策定分以外、その他の地域、資料下段のものにつきましては、原則地元協議の上、年1回は更新を行うこととなります。地域ごとの地元協議の開催については、これまで同様、各農業振興課室で日程等の調整が行われますので、よろしくお願いいたします。

農業委員会では、各地区担当者が目標地図素案の作成作業を行いますので、地元協議参加と合わせて各委員の皆様には今後ともご協力をお願いいたします。

次に、資料1の2、地域計画変更時の意見徴収について説明します。

地域計画変更時は、昨年度の地域計画策定時同様、農業委員会を含む関係機関に対して意見聴取が行われることになっております。ちなみに、昨年度の意見聴取の回答は、令和7年3月総会で、会長一任として承認いただき回答を行っているところです。しかしながら、令和7年4月1日付で基盤法の基本要綱が改正をされ、農業委員会が徴収する件が明記されております。改正内容は、資料下の3項に記載された内容で、(1)協議結果を踏まえた内容か、(2)目標地図の素案を踏まえた内容かの2点です。これらを踏まえて、農業委員会では地域計画の地元協議に参画をし、併せて、現状地域計画に添付される目標地図は農業委員会で作成している素案であることから、基本要綱に記載のとおり今後の意見聴取への回答は、農業委員会事務局長専決とし、総会においては報告案件として取り扱いますので、よろしくお願いいたします。

以上、説明終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
異議なしということで、提案どおり承認することに決定いたします。
ほかに何かありませんでしょうか。

一 同 なし。

議長 ほかにないようですので、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

 なお、本総会において、議決されました案件についてその事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。
よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。
ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。
それでは、これにて閉会いたします。
 なお、次回の総会は9月8日月曜日、場所は今回と同じここになりますので、よろしくお願いいたします。

閉 会 午後4時00分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和7年8月8日

議 長 福 原 幸 一

署名委員 森 山 哲 也

署名委員 林 田 智 博

書 記 西 村 幸 祐